オンライン歯科衛生士セミナー　2021年3月28日（日）　9：00～11：00

座長：東京都健康長寿医療センター研究所　自立促進と精神保健研究チーム　小原　由紀

歯科衛生士が知っておきたい認知症の基礎知識

東京都健康長寿医療センター研究所　自立促進と精神保健研究チーム　枝広あや子

【略歴】
北海道大学歯学部卒業，博士（歯学，東京歯科大学）
東京都老人医療センター歯科・口腔外科，東京歯科大学オーラルメディシン・口腔外科学講座，東京都豊島区歯科医師会豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」を経て現職

いま，世界のなかで認知症の方をめぐる動きは大きく変わりつつあります。アジア諸国における認知症の方は2050年までに226％増加することが見込まれており，わが国でも対策が急務であるばかりか，認知症と診断された方ご自身も，その解決策となるべくみずからの体験を語り政策への呼びかけを行う時代となってきました。認知症ケアを考えることは決して他人ごとではなく，自分の未来を考えることでもあります。

地域における認知症医療介護連携のなかでは，歯や口腔に関する困りごとが見落とされがちで，歯科口腔領域の医療ニーズが満たされていないという傾向は皆さんも実感されているでしょう。わが国での「8020キャンペーン」は数少ない成功したヘルスプロモーションであり，歯を多く残す高齢者が増えました。ただ皮肉にも認知症の人では残っている歯の本数が多いほど口腔内が複雑になり，口腔内保清の困難から誤嚥性肺炎のリスクが高まることが知られています。認知症の人にとって歯科医療を含む社会とのつながりを失い，痛みや不具合など口腔の諸問題が放置されることは，会話，快適な食生活などその人らしい生活を送るうえでのQOLを損なう要因になります。

ところが，認知症の人が歯科受診をする際のさまざまな障壁があることも，私たちは実感しています。移動や予約の遵守，支払いなど認知症の人には社会生活上の困りごとがあり，また歯科医療従事者の認知症への無理解が，認知症の人が適切にプライマリーヘルスケアを受ける権利を侵害することすらあります。歯科医療は，“ゆりかごから墓場まで”生活を守る医療でなければなりません。

口腔の健康を通じてひとの生活を守るためには，歯科医療従事者である私たちは口腔だけにアプローチをしていたのでは不十分です。さまざまな困難とともに歩む認知症の方とご家族にとって，必要なことは，一人の人間として大切にされること，生活，そして人生のあり様を受け止めてもらい，そのうえで状況に見合った支援を得られることです。

ケアの語源は“思いやり”です。認知症の方の症状の背景にあるものが何かを推し量り，そのうえで適切な知識をもって食と口腔の支援に活かすことができる，そんな歯科衛生士が求められています。本講座では，歯科衛生士だからこそ知っておきたい，認知症の人を理解するための知識に焦点を当てます。

オンライン歯科衛生士セミナー　2021 年 3 月 28 日（日）　9：00～11：00

座長：東京都健康長寿医療センター研究所　自立促進と精神保健研究チーム　**小原　由紀**

口腔健康管理に関する用語の整理―口腔ケアは歯科用語ですか？―

医療法人永寿会　陵北病院　**阪口　英夫**

【略歴】
1989 年　東北歯科大学（現：奥羽大学）歯学部　卒業
2014 年　東京医科歯科大学医歯学総合研究科　卒業歯学博士
2014 年　医療法人永寿会　陵北病院　歯科診療部　歯科診療部長
2015 年　日本歯科医学会　口腔ケアに関する検討委員会　委員
2018 年　医療法人永寿会　陵北病院　副院長
〈認定医・指導医〉
日本老年歯科医学会：専門医・指導医，日本口腔ケア学会：指導者資格

わが国における口腔ケアという用語は，1970 年頃より看護教育のなかで使われ始めました。その口腔ケアという用語は，外国語の Mouth care から由来しています。Mouth care は入院している患者の口腔を清潔にする行為をそう呼んでいたことが，古い文献でも確認されています。一方，現在は口腔ケアの英訳として使用される Oral care という言葉も，1970 年代に発行された書籍にタイトルとして用いられていました。その書籍によると，Oral care は人生の最終段階にある患者の口腔に対して施されるすべての技術の総称であると述べられています。この当時から，Oral care は多職種協働で行われることで，歯科専門職だけが行う行為でないことが示されています。

2015 年に日本歯科医学会は「口腔ケアに関する検討委員会」を設立し，次のように提言しました。「口腔ケアとは，多職種がおこなう口腔健康管理の一つであり，歯科専門職がおこなう口腔健康管理は口腔機能管理と口腔衛生管理であり，歯科診療行為を含むものである」。これは今まで曖昧であった口腔ケアについての見識を整理したもので，歯科専門職が行う口腔健康管理は治療行為を含むもので，日常生活で行われる「整容・歯磨き」などとは一線を画することを明確に示したものなのです。

自立した口腔清掃ができなくなった患者の口腔は，乾燥や汚染が進行し，患者自身にとってもたいへん辛い状況になります。この状態を安楽な状態へ導き，全身の疾患への影響を最小限にとどめるためには，口腔ケアだけを行っていても十分ではありません。口腔ケアを日常的に行うことに加え，歯科医師が行う口腔機能管理や歯科衛生士が行う口腔衛生処置が必要となります．口腔は歯という硬組織と粘膜という軟組織で構成されており，歯や歯肉を扱うには専門の知識が必要となるため，口腔ケアだけで良好な状態を保つことが困難だからです。

歯科診療業務として口腔衛生処置を行い，適切な口腔ケアを指導するためには，これらの用語を正しく理解し，使用することが重要です。本セミナーでは，口腔健康管理，口腔ケア，口腔衛生処置，口腔機能管理といった用語について解説いたします。